

総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第58号

総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成17年総社市条例第158号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。  
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表第1（第19条及び第19条の2関係）				別表第1（第19条及び第19条の2関係）			
	種類	単位	手数料		種類	単位	手数料
1	し尿（山手・清音地区を除く。）	201又はその端数につき	<u>200円</u>	1	し尿（山手・清音地区を除く。）	201又はその端数につき	<u>180円</u>
略				略			
3	総社市一般廃棄物最終処分場及び新総社市一般廃棄物最終処分場に搬入された土砂等	1回の搬入量が50kgを超える場合、10kg又はその端数につき	40円	3	総社市一般廃棄物最終処分場及び新総社市一般廃棄物最終処分場に搬入された土砂等	1回の搬入量が50kgを超える場合、10kg又はその端数につき	40円
					総社市大谷廃棄物捨場に搬入されたガレキ等	100kg又はその端数につき	300円
略				略			
5	犬、猫等の死体	1体につき	<u>1,000円</u>	5	犬、猫等の死体	1体につき	<u>500円</u>
略				略			
別表第3（第22条関係）				別表第3（第22条関係）			
	種類	単位	手数料		種類	単位	手数料
1	産業廃棄物処理手数料	10kg又はその端数につき	<u>40円</u>	1	産業廃棄物処理手数料	10kg又はその端数につき	<u>20円</u>

改正後	改正前

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後に行う一般廃棄物処理等に係る手数料について適用する。